

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

年度 種別	具体的な事業を実現するために必要な措置(重点)	該当法令等	制度の現状	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府県庁からの再々検討要請に対する回答	措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容	提案主体 名	制度の所管 関係府庁	
04010	都市開発資金(用地先行取得資金)貸付金により買取った土地の利用に対する土地処分までの法令等の緩和	地方自治法第238条の4第1項	第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができる。	都市開発資金貸付要綱による制限を除けば、地方公共団体の行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することは可能である。	本提案内容は、都市開発資金貸付金により買取った土地(行政財産)を民間企業等へ貸し付け、駐車場等に活用することを求めるものである。費負担は(事実誤認)となるが、本提案のような土地の活用は、行政財産の貸し付け可能なケースを規定した地方自治法第238条の4第2項1号に該当するもの明確にするのと、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回地方自治法の特区として提案したのは、地方自治法238条が規定していない、上物の存在を前提としない(駐車場等の平面利用を前提)、公募一般競争入札(特定者の申請に対する許可ではない)による短期(たとえ原則1年で、最大2回更新可能)3年までの貸付(賃貸)を、行政財産のまま実施することである。	本提案は、まず都市開発資金貸付要綱による制限の緩和について検討されるべきものである。なお、その際、地方自治法上の行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することは可能である。また、今回の地方自治法の改正により、行政財産である土地においては貸付を行うことが可能となったところであり、長期的かつ安定的に行政財産を利用しようとする場合には、地方自治法第238条の4第2項第1号又は第4号に該当する場面もある。	本提案については、国土交通省から都市開発資金貸付要綱についての見解が示されており、実現可能という回答を得ている。費用負担も、例え駐車場や資材置き場のように用途を限定して、公募競争入札により、民間等へ貸し付けを行うという使用を許可することは可能であるが、当該提案について実現できると考えられるかについて回答されたい。また、上記のような貸し付けは、その範囲において、駐車場等の平面利用を目的とし、1年以上の貸付(賃貸)により活用する場合は、長期的かつ安定的な行政財産の利用であることのみならず、地方自治法第238条の4第2項第1号又は第4号に該当する判断が可能なか、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することは可能であり、本提案にあるように、先行取得した土地について用途を限定して使用を許可することは現行制度上可能であるところである。また、行政財産である土地において、駐車場等の平面利用を目的とし、地方公共団体が長期的かつ安定的に行政財産を活用するとして認めた場合は、平成18年改正法による改正後の地方自治法第238条の4第2項第1号又は第4号に該当する場面もある(ただし、施行期日は改正公布日(H18.6.7)から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日から施行される。、)	都市開発資金(用地先行取得資金)貸付金により買取った土地(道路用地)について、土地処分が行えるまでから、単年度契約の賃貸地(2回更新可能で最長3年間の賃貸借契約)として有効活用を図る。有効活用が図られる。	具体的事業の実施内容としては、駐車場、資材置き場等を想定している。貸付金により買取った土地(道路用地)の、土地処分(整備)が行われるまでの間の一時的な活用であり、当然のことながら最終的には貸付目的に供することから、単年度契約の賃貸地(2回更新可能で最長3年間の賃貸借契約)として有効活用を図る。なお、本用地で得た使用収益については、当該土地先行取得事業会計に充当する。	大阪府	総務省 国土交通省		
04020	地方公共団体収入のポイントカードによる決済	地方自治法第231条の2	第231条の2 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。 2 証紙による収入の方法による場合には、証紙の売りさばり代金をもちて徴収とする。 3 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の収入は、第235条の規定により金融機関が指定されている場合には、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつてこれを納付することができる。 4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該収入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。 5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の収入については、第235条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者が証券の提供を受け、その証券が取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けるとき。	地方公共団体の徴収の収入は、現金により納付されることが原則とされているが、その原則の例外として、証紙による収入の方法、口座振替の方法による収入の方法並びに証券による収入の方法等が地方自治法に規定されているところである。加えて、この度の地方自治法の改正においても、住民の納付手段の多様化を図り、住民サービスの向上を図ることとして、この度の改正により、ポイントカードによる納付をすることができることを明確に規定したところである。ご提案のポイントカードでのポイントによる決済の内容が明確でないが、地方公共団体の徴収の収入を口座振替により納付することは、上記のとおり現行制度で対応可能である。	ポイントカードによる決済の方法ですが、利用者が窓口で現金の代わりにポイントカードで支払いをした場合、利用者のポイントが減点され、自治体の端末に、ポイントが加算される。自治体はポイントをもとめ日後にポイントカードサービスに請求し、ポイントサービスから振込または、口座振替により支払われる。このような方法は、現行の制度で対応できるのかお教えください。	ご提案のポイントカードによる決済における、納入義務者、地方公共団体、ポイントカードサービス本部及び銀行間の現金の流れや債権・債務関係が明確ではないが、仮に、第三者が納入義務者の債務を引き受け、口座振替により地方公共団体の徴収の収入を納付する場合においては、現行制度で対応可能と考えられる。						現在、財政法や民法で現金でのみ規定されている地方公共団体の収入にポイントカードでのポイントによる決済(ポイント決済後、口座振替により現金入金)を可能にして公的公共料金(住民票や印鑑証明などの取得、水道・環境料金支払いなど)に利用する。	溜まったポイントが数値で表示され、1ポイント=1円として利用できるカード通貨を実現している「熊野古道カード」、町内の金融機関においてポイントが現金で表示されるシステムを構築しており、登録者は現在6,657名。(および「世帯」に枚数が増えていた。)。そして、今回の公的公共料金の決済が、口座振替により現金入金を可能にして公的公共料金(住民票や印鑑証明などの取得、水道・環境料金支払いなど)に利用する。	総務省	
04030	知的障害者授産施設等における就業提供の範囲の拡大	地方自治法第167条の2第1項第3号	第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により任意契約によりできる場合は、次に掲げる場合とする。 三 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同法第51条に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の2に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の2に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第94号)第2条に規定する障害者地域の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。))において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れする契約、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合会(又は同条第2項に規定するシルバー人材センター)から普通地方公共団体の規則で定める手続により職務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する専業主婦であるものに係る職務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約等とするとき。	現行制度上、任意契約によるものが認められるものは、任意契約によるものが経済性を発揮できるもの、契約の相手方が自ずから特定されるもの、契約の履行を特に確保する必要があるもの、競争入札に付するまでもないもの、少額の契約については事務処理の合理化を図るもの、競争入札に付することにより支障を来してしまうようなものである。知的障害者授産施設等は、障害者の職業訓練等により就業を支援することを目的としており、これらの施設においてその活動の成果として製作された物品を買い入れる契約については、地方自治法施行令上任意契約事由として認められているところ。一方、これらの施設からの職務の提供は、その範囲が制度上明確でないことから、上記の任意契約の方法によりできる事由としては、客観的に認められない。	役務提供の範囲が制度上明確でないため、任意契約できる事由は認められないとの回答だが、制度とは何を指すのか、また制度上明確にするにはどうすれば良いのかご指示頂きたい。なお、役務提供の範囲について、担当が想定するのは、単純業務で、かつ反復する業務である。例えば、清掃業務(清掃を行う業務であり、ごみ収集、ごみ処理業務等)ではない。障害者自立支援法が施行され、障害者も働く機会が増える中で、知的障害者授産施設等においては、授産業務の製作に携わるのみならず清掃業務に従事することで、障害者は強いイメージという実体感ができることから、就業支援として有効かつ必要と考えられる。						知的障害者授産施設等の目的として、役務提供が明確に位置づけられていないものご指摘ですが、知的障害者福祉法では同施設について、知的障害者に訓練と職業を与え、自活させることが目的として記載されており、知的障害者の職業的自立に向けて行う支援の策として「役務の提供」も施設に目的に含められることと見られる。また、一方、母子福祉団体は、その目的に役務提供が明確に位置づけられていないにもかかわらず、役務提供の提供が認められており、このような状況を動かし、国家的施策として、同施設等の役務提供についても任意契約の対象となるよう、担当が提案を認められたい。(別紙有)	知的障害者授産施設等については、「自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させること」がその目的とされているが、これらの施設等がどのような役務の提供を行うか、こうしたものについて、任意契約の方法によりすることができる事由としては、客観的に認められない。知的障害者授産施設等の制度上の問題については、担当が制度を所管しているものではない。ご提案のような役務提供が施設の目的として明確に位置づけられるものであれば、任意契約の要件として認めることも検討の余地があることと見られる。また、一方、母子福祉団体は、その目的に役務提供が明確に位置づけられていないにもかかわらず、役務提供の提供が認められており、このような状況を動かし、国家的施策として、同施設等の役務提供についても任意契約の対象となるよう、担当が提案を認められたい。(別紙有)	障害者施設で製作した物品の購入については任意契約が認められているが、授産施設の就業は認められていない。効率性を追求する入札制度では知的障害者授産施設等が落ちるとは困難である。施設の職員が作業支援にあたる知的障害者授産施設等の任意契約を可能にする。例えば、公費、駅前広場等の市民が使う場所の清掃業務を提供することにより、そこで働く知的障害者を福祉サークルの一方向な受け手の立場から働くの場へ転換させ、社会参加の場を広げることである。働くことは社会的自立、経済的自立を果たすことである。ノーマライゼーションの理念に合致する、 > 別紙 事業内容書あり	岐阜市	総務省
04040	地域住民主体によるサービス設立の要件緩和					ご提案の趣旨が明らかではないが、介護保険制度の下で地域通貨を利用することについては、介護保険法所管において検討されるべきものと考えられる。									
04050	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令令」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	地方自治法(道府県を対象とした第252条の19)指定都市の権限と同様の規定の新設	政令で指定する人口50万人以上の市(以下「政令市」という。)、は、都道府県が法律又はこれに基づき政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定められるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。			地方制度調査会答申による道州制は、現行の都道府県を一旦10年後の道州に改編するもので、将来的な広域自治体のあり方を選択肢の一つとして、国民的な議論。政府における検討が期待されるものである。ご提案は、現在の都道府県の区域を維持しつつ、特定の都道府県に固からの権限移譲を行うことを内容とするものであるが、ご提案も参考にしつつ、これが道州制の導入とどのように関連するかも含め、道州制の検討を進めてまいりたい。	豊島の提案されている政令県制度は、広域自治体改革の見地から、現在の都道府県の区域を維持しつつ、特定の都道府県に固からの権限移譲を行うことを内容とするものであるが、広域自治体改革のあり方については、第28次地方制度調査会において、道州制の導入が適当であると考えられ、幅広い見地から検討を進めるべきとの答申がなされたところである。このため、政令県制度が道州制の導入とどのように関連するかを含め、道州制の検討を進めてまいりたい。			政令県制度は、道州制や合併などにより、都道府県が最終的に再編されるまでの過渡期において、特定の県に先行的に国の権限を移譲する仕組みを提案することである。これは、道州制の検討を進めながら、別途、地方分権の推進に向けて、権限移譲のモデルである政令県の検討を進めてまいりたい。	次のような事業に取り組むことにより、概ね平成22年度までに県内総生産額15兆3,600億円・16兆7,500億円・年間開業率4.1%以上、雇用創出では就業機会187万7千人・193万4千人の確保、有効求人倍率1倍以上、高齢者雇用企業割合100%の達成等をめざす。産業界の国際競争力強化の支援、県産品の生産を供給する農業、水産業の支援、高付加価値の「ものづくり」産業の支援、社会のニーズに即した「ネットワーク産業」の支援、人間のための科学技術の革新、誰もが能力を発揮できる雇用環境の創出	個人	総務省 厚生労働省		
04060															

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

種別 コード	具体的な事業を実現するための必要な措置(重要事項)	該当法令等	制度の現状	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	提案主体からの再意見	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管関係官庁	
042010	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に関する事務の一部を、協議により、長に委任できる特区	地方自治法第180条の7	普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関たる職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第202条の4第2項に規定する地域自治区の事務所、第252条の19第1項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関たる職員若しくはその管理に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。	総務省としては、地方公共団体の組織については、可能な限りそれぞれ地方公共団体が主体的に判断すべきものと考えているところである。 地方公共団体の委員会・委員の組織や権限は、それぞれ法律で定められ、特定の事務を処理することとされている。このため、一般的に広く各委員会・委員の権限に属する事務を協議によって長に委任できるようにすることは、委員会・委員を協議した趣旨に照らし適当でないと考えられる。 ただし、ご提案の趣旨が、「委任」という形式にこだわらず、現在教育委員会の権限とされているものを長との所掌として管理執行することを可能とすることにあるのであれば、平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては「教育委員会制度については、十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限等)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み、教育委員会制度について、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得る。」とされているところである。	右の提案主体からの意見にも記載のように、本提案については事務の委任にこだわっているのではなく、教育委員会の権限とされているものを長との所掌として管理執行することと可能とすることを目的としており、「委任」という形式にはこだわっていない。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」における教育委員会制度に関する記述も踏まえ、教育委員会の権限の一部を、市長に移譲することを可能とするよう努めるものである。	御指摘の点については、本市は、政策の総合的・統一的な実施の観点から、現在教育委員会の権限とされているものを長との所掌として管理執行することと可能とすることを目的としており、「委任」という形式にはこだわっていない。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」における教育委員会制度に関する記述も踏まえ、教育委員会の権限の一部を、市長に移譲することを可能とするよう努めるものである。	法律により長と行政委員会との権限配分をあげて規定している趣旨にかんがみ行政委員会から長への「委任」を認めることはできないが、骨太2006において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限等)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み及び運営に関する法律、所管する文部科学省において具体的な検討が進められることを期待する。」	教育委員会については、「経済財政運営と構造改革」に沿って早急な対応が必要であるところであり、提案内容の実現に向け、引き続き検討されたい。	教育委員会から首長への権限移譲については、文部科学省において早急に検討を進められることを期待する。	骨太2006において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限等)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み及び運営に関する法律、所管する文部科学省において具体的な検討が進められることを期待する。」	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務を、当該普通地方公共団体の長に委任できるようにする。	骨太2006において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限等)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み及び運営に関する法律、所管する文部科学省において具体的な検討が進められることを期待する。」	再検討要請に対する回答について、以下につき検討のうえ、再回答されたい。 「将来にわたる」という点については、法律と同様、条例も、時宜に応じ改正することは当然であり、このことにより、不安定との認識はない。なお、国の法律においては、見直し条項も散見される。 「議会と長の双方が常に納得する」という点については、議会の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。 「議会の一方の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。また、貴提案内容は、議会と長との関係に着目した議論は、その前提に適切さを欠く。」	再検討要請に対する回答について、以下につき検討のうえ、再回答されたい。 「将来にわたる」という点については、法律と同様、条例も、時宜に応じ改正することは当然であり、このことにより、不安定との認識はない。なお、国の法律においては、見直し条項も散見される。 「議会と長の双方が常に納得する」という点については、議会の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。 「議会の一方の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。また、貴提案内容は、議会と長との関係に着目した議論は、その前提に適切さを欠く。」	再意見のご趣旨が必ずしも明確ではないが、ご提案の内容は、議会の一方的な判断による議決の要件を加重することによるものではない。 「議会の一方の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。また、貴提案内容は、議会と長との関係に着目した議論は、その前提に適切さを欠く。」	骨太2006において「市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限等)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み及び運営に関する法律、所管する文部科学省において具体的な検討が進められることを期待する。」	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務を、当該普通地方公共団体の長に委任できるようにする。	多治見市	総務省 文部科学省
042020	特別多数決による議決事件を条例で定める	地方自治法第116条	第116条 この法律に特別の定めがある場合を除く、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。	代議制民主主義における議会の意思決定は過半数を原則としているところであり、慎重な判断を要するものについては例外として特別多数決が限定列挙されている。 ご提案の内容は、議会における意思決定のルールや議長との関係が不安定になるとも恣意に流れるおそれがあり、統一した制度のもとで実施されるのが望ましいものと考えられる。	条例において特別多数決事件を定めるのであれば、当然その条例の制定については、議会の審議を経て、また、本提案では、特別多数決を要するものを減らす。つまり、特別多数決を要するものを過半数議決をもって足りなく、特別多数決を要するものとするという考えを認めるべきではない。右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	議会の意思決定については、過半数が原則であり特別多数決が例外であることを異論はない。しかし、何が慎重な判断を要するものかについては、各自自治体において定めることができるようにすべきである。	代議制民主主義における議会の意思決定は過半数を原則としているところであり、慎重な判断を要するものについては例外として特別多数決が限定列挙されている。 ご提案の内容は、議会における意思決定のルールや議長との関係が不安定になるとも恣意に流れるおそれがあり、統一した制度のもとで実施されるのが望ましいものと考えられる。	再検討要請に対する回答について、以下につき検討のうえ、再回答されたい。 「将来にわたる」という点については、法律と同様、条例も、時宜に応じ改正することは当然であり、このことにより、不安定との認識はない。なお、国の法律においては、見直し条項も散見される。 「議会と長の双方が常に納得する」という点については、議会の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。 「議会の一方の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。また、貴提案内容は、議会と長との関係に着目した議論は、その前提に適切さを欠く。」	再意見のご趣旨が必ずしも明確ではないが、ご提案の内容は、議会の一方的な判断による議決の要件を加重することによるものではない。 「議会の一方の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。また、貴提案内容は、議会と長との関係に着目した議論は、その前提に適切さを欠く。」	再検討要請に対する回答について、以下につき検討のうえ、再回答されたい。 「将来にわたる」という点については、法律と同様、条例も、時宜に応じ改正することは当然であり、このことにより、不安定との認識はない。なお、国の法律においては、見直し条項も散見される。 「議会と長の双方が常に納得する」という点については、議会の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。 「議会の一方の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。また、貴提案内容は、議会と長との関係に着目した議論は、その前提に適切さを欠く。」	再意見のご趣旨が必ずしも明確ではないが、ご提案の内容は、議会の一方的な判断による議決の要件を加重することによるものではない。 「議会の一方の一方的な判断により議決の要件を加重することによるものではない。また、貴提案内容は、議会と長との関係に着目した議論は、その前提に適切さを欠く。」	特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を、条例で定めることができることとする。	特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例で定める。	多治見市	総務省				
042030	議会への附属機関の設置	地方自治法第138条の4第3項	第138条の4 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。	附属機関とは、執行機関の行政執行のためにより必要な調査や諮問等を行う機関である。 一方、議会には住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上附属機関の設置はなじまないと考えられる。 なお、第28次地方自治法改正により、議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上附属機関の設置はなじまないと考えられる。 なお、第28次地方自治法改正により、議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上附属機関の設置はなじまないと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	執行機関の附属機関についても、意思決定の主体は、それぞれの執行機関であるところ、附属機関は、多様な意思や見解を反映させる一助の手立てであり、議会の設置がなじまないと考えられる。 なお、第28次地方自治法改正により、議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上附属機関の設置はなじまないと考えられる。 なお、第28次地方自治法改正により、議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上附属機関の設置はなじまないと考えられる。	議会には住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関である。つまりその構成員である議員自ら多様な意思を議会に反映させる責務を負っているものであり、その機能を附属機関に委ねることは適当ではない。 「議員による多様な意思を議会に反映させる」という点については、貴提案が議事機関に委ねることは適当ではない。 「議員による多様な意思を議会に反映させる」という点については、貴提案が議事機関に委ねることは適当ではない。 「議員による多様な意思を議会に反映させる」という点については、貴提案が議事機関に委ねることは適当ではない。	再検討要請に対する回答は、現行法上の規定を述べただけのものであり、当然に承認している。現行法上の規定について、特例を設けるため、構造改革特区に提案していることである。現行法の解釈ではなく、特区提案に対する回答を求める。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	再検討要請に対する回答は、現行法上の規定を述べただけのものであり、当然に承認している。現行法の解釈ではなく、特区提案に対する回答を求める。	再検討要請に対する回答は、現行法上の規定を述べただけのものであり、当然に承認している。現行法の解釈ではなく、特区提案に対する回答を求める。	議会への附属機関の設置を可能とする。	議会への附属機関の設置を可能とする。	多治見市	総務省				
042040	条例の制定改廃に伴う予算議案の議員提出	地方自治法第149条第1号及び第2号	第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 一 普通地方公共団体の議会の議決を述べべき事件につきその議案を提出すること。 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。	予算は不可分一体であり、その執行権限は執行機関である長に専属している。議事機関である地方議会に予算の執行権限を付与することについては議会と長の関係という地方自治制度の根幹にも関わる事項であり慎重な検討が必要。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	条例の制定改廃に伴う予算議案の議員提出を認めるとは、全く別個の予算の調製を認めるとの趣旨ではなく、その意味では補正と同様であり、予算の不可分一体性を損なうものではない。 第28次地方自治法改正により、議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上附属機関の設置はなじまないと考えられる。 なお、第28次地方自治法改正により、議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上附属機関の設置はなじまないと考えられる。	首長は総合行政主体の長として行政の執行に關し統括的な責任を有しており、条例の制定改廃に伴う予算措置についても執行機関である長に専属している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	再検討要請に対する回答は、現行法上の規定を述べただけのものであり、当然に承認している。現行法の解釈ではなく、特区提案に対する回答を求める。	再検討要請に対する回答は、現行法上の規定を述べただけのものであり、当然に承認している。現行法の解釈ではなく、特区提案に対する回答を求める。	再検討要請に対する回答は、現行法上の規定を述べただけのものであり、当然に承認している。現行法の解釈ではなく、特区提案に対する回答を求める。	議員による条例の提案に際し、これに伴う予算議案の提出を可能とすることにより、議員の条例提案権を強化するとともに、議員により提案され、可決成立した条例の実質的な運用を担保する。	議員による条例の提案に際し、これに伴う予算議案の提出を可能とする。	多治見市	総務省				
042050	議会へのその所掌に属する予算執行権の付与	地方自治法第149条第2号	第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 一 普通地方公共団体の議会の議決を述べべき事件につきその議案を提出すること。 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。	予算は不可分一体であり、その執行権限は執行機関である長に専属している。議事機関である地方議会に予算の執行権限を付与することについては議会と長の関係という地方自治制度の根幹にも関わる事項であり慎重な検討が必要。	先般の自治法改正により、今後議会において専門的知見の活用等が見込まれる。これらの知見の活用については、現行法では議会が自律的に予算執行ができない状態であるため、首長の権限により、必要な調査等が行われたい等の事由が発生する恐れがある。本提案を合わせて、議会と長の関係に関する情報公開、監査機能を強化することにより、制度の透明性を確保したうえで実施できないが、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、議会の所掌に属する全く別個の予算の存在を前提としているものではなく、予算の不可分一体性を損なうものではない。 会議員の調製や議案の提出など、議員の活用については、現行法では議会が自律的に予算執行ができない状態であるため、首長の権限により、必要な調査等が行われたい等の事由が発生する恐れがある。本提案を合わせて、議会と長の関係に関する情報公開、監査機能を強化することにより、制度の透明性を確保したうえで実施できないが、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	現行地方自治法において、議会は議決機関であり執行機関ではない。 議会と首長の間の政治的な見解の相違等によって、その実施が促されるという点については、不信任決議制度あるいは住民の不断の監視のもとに解決されるべき事柄である。	貴省回答に記載のある、議会と首長の間の政治的な見解の相違等による問題については、不信任決議制度や住民の監視による解決ではない。 議会と首長の間の政治的な見解の相違等によって、その実施が促されるという点については、不信任決議制度あるいは住民の不断の監視のもとに解決されるべき事柄である。	再検討要請に対する回答は、現行法上の規定を述べただけのものであり、当然に承認している。現行法の解釈ではなく、特区提案に対する回答を求める。	再検討要請に対する回答は、現行法上の規定を述べただけのものであり、当然に承認している。現行法の解釈ではなく、特区提案に対する回答を求める。	再検討要請に対する回答は、現行法上の規定を述べただけのものであり、当然に承認している。現行法の解釈ではなく、特区提案に対する回答を求める。	議会に対し、その所掌に属する予算執行権を付与することとする。	議会に対し、その所掌に属する予算執行権を付与することとする。	多治見市	総務省				

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

No.	具体的な事業を実現するために必要な措置(重点)	該当法令等	制度の現状	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管関係官庁	
0420160	議会と執行機関との事務委任及び補助執行の創設			現行地方自治制度上、議会と議長はそれぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持することが予定されている。議事機関である議会に事務の執行権限を認めることについては、議会と議長の関係という制度の根幹に関わる事項であり、慎重な検討を要するものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、無制限な事務委任や補助執行ではなく、議会においてその所掌に属する事項を処理することができるよう求めるものである。御意見のとおり、議長と議長はそれぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持することが望ましい。しかしながら、地方自治法においては、議長は広範な権限の推定を受け、議会の権限は、制衡的に解されている。このため、議会は、その本来の活動に係る事項についても、自ら処理を行うことができず、その殆どが、議長の関与のに行われており、議会の自主性、自律性が著しく損なわれているところ。それぞれ独立の立場において相互に牽制しあう制度的素地を構築していく必要があると考える。	貴市意見は議会を執行機関化するものであり、慎重な検討が必要である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	議会を執行機関化することを目的とするものではない。議決機関であっても、その役割を果たすため、一定の事務が存在するものである。このため、その所掌に属する事項について、自ら執行することができるよう求めるものである。また、議会の自主性、自律性の担保が目的であり、事務委任や補助執行ではなく、議会の所掌に関する事項を議会の権限することでも足りる。慎重な検討が必要であることは当然だが、そのためにも、構造改革特区制度において特例を設け、実証し付すことは、検討に資すると考える。これができない理由を示されたい。	1 0 4 6 0 7 0	議会と執行機関との間で、協議により、事務委任及び補助執行が行えることとする。	議会の所掌に関する事項について、その予算執行を、協議により、議長から議長に委任することにより、議会が自律的に執行できるようにするものである。具体的には、会議録の調製、議会広報、実費弁償等の議会の本来の活動に係る事項について、その予算執行を、協議により、議長から議長に委任し、議長において執行することができるようにする。	多治見市	総務省	
0420170	県知事への各種届出義務を廃止する特区	地方自治法第158条第3項、第219条第2項、第233条第6項、第252条の17の11	第158条第3項 普通地方公共団体の長は、第1項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その旨を他の総務省令で定める事項について、都道府県に届け出なければならない。 第219条第2項 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを都道府県に届出する。市町村にあっては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。 第233条第6項 普通地方公共団体の長は、決算をその認定に関する議会の議決及び第3項の規定による監査委員の意見と併せて、都道府県に届出する。市町村にあっては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。 第252条の17の11 第3条第3項の条例を除くほか、普通地方公共団体は、条例を制定し又は改廃したときは、政令の定めるところにより、都道府県に届出する。市町村にあっては都道府県知事にこれを報告しなければならない。	都道府県が市町村の組織、予算・決算、条例といった基本的な事項について確実に把握しておくことは、都道府県が広域にわたる事務や市町村の連絡調整に関する事務を適時適切に行うに当たって必要である。その際、都道府県の市町村に対する関与について、その公正性・透明性の確保の観点からこれを法定することは意義のあることである。	提案内容に記載の届出事項については、都道府県が意見や助言を行うものではなく、結果を受け取るのみとなっている。事務効率化の観点から、全ての届出を義務とする制度は改正すべきであり、例えば、都道府県が内容を把握する必要があると判断した場合のみ、報告するよう制度も考えられるのではないか。右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本規定は、都道府県が、必要な都道府県市町村に対して資料提出を要求することなく、市町村の組織、予算・決算、条例といった基本的な事項について確実に把握しておくためのものである。都道府県においては重複して資料提出を要求することのないように本規定により市町村から届け出られたものを十分に活用するべきである。なお、事務軽減のために電子文書により届け出ること可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、都道府県が市町村の基本的な事項について確実に把握するための地方自治法第252条の17の11の規定が、現実的に有効に機能しておらず、無駄な事務処理であることを指摘したものであり、都道府県が法第252条の17の5による資料の請求を市町村に対してすべきでないという趣旨で行ったものではない。少なくとも、明らかな重複している内容である地方自治法第158条第3項、第252条の17の5及び第252条の17の11との関係については整理し、改正すべきであると考えられる点に関しては如何か。	1 0 4 6 0 7 0	市町村において、毎年度の予算及び決算、内部組織変更時を含む条例の制定・改廃時にこれを都道府県知事に届け出ることが定められているが、この届出義務を廃止する。	毎年度の予算及び決算、部設置条例その他の条例の制定改廃時にこれを都道府県知事に届け出なければならないことにより、これらに関する事務の迅速化、簡素化を図るとともに自己決定、自己責任の原則の意識の浸透を図る。	多治見市	総務省		
0420180	事務処理特例条例に基づく事務移譲における協議等の都道府県経由規定の廃止	地方自治法第252条の17の3第2項、第3項	第252条の17の3第2項 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。 第3項 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。	いわゆる条例による事務処理特例制度は、法令で定められた都道府県知事の権限を各都道府県の条例で定めることにより国に協議することなく市町村に移譲することができることとするため、仮に地方自治法第252条の17の3第2項及び第3項を廃止し、国との協議や国への許可等の申請等に関しては、都道府県を経由することなく行うこととするには、市町村が直接に国と協議を行うことや国に許可等の申請等を行うことについて事前に国との調整や協議が必要となることが考えられ、地方分権の推進の観点から慎重に考える必要がある。	事務処理特例制度を活用し権限移譲した業務については、その事務の中で生じる国との協議等については、市町村が直接実施する事を希望する際は、そのような対応を可能とするような制度が実施できないか、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現行法上も事務処理特例条例で市町村に移譲した事務については、法令の適用についても都道府県から市町村へ適用もなるとが原則であるが、国への協議又は許可等の申請等については、都道府県を経由することとし、国への行政機関が了解することとし、特区で対応することとした。	右の提案主体からの資料も参考に、特区の実現に向けて引き続き検討されたい。	補足資料のとおり具体的な事例を提出すること、特区の実現に向けてお願いたい。 補足資料「地方自治法第252条の17の3第3項の規定により、市町村に移譲した後も都道府県経由が必要となる協議・申請等の具体事例」	1 0 7 2 3 0	事務処理特例条例で基礎自治体に事柄を移譲した場合における個別法令に基づく基礎自治体からの事柄の移譲については、都道府県経由規定を廃止すること。	都道府県経由規定を廃止することにより、事務処理特例条例で移譲を受けた基礎自治体において、直接国の行政機関との協議等を行うこととなり、自主的かつ効率的な行政運営を行うことが可能となる。	広島県	総務省		
0420190	入札における同僚の場合の落札者の決定方法の緩和	地方自治法第167条の9	第167条の9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同僚の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者(くじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札者に関する職員にくじを引かせるものとする。	地方公共団体の入札契約においては、入札参加資格及び入札条件を満たした入札参加者についてはすべて平等に取り扱われるべきである。これは同僚の入札で落札者となるべきものが2人以上ある場合においても同様であり、その方法として最も公平である(くじ)で、定められている。なお、総合評価方式は、その対象を事業規模により限定しているものではなく、選定過程の透明性及び事業の品質確保の観点から導入された制度であることから、まずは総合評価方式を積極的に活用するべきである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。						1 6 9 0 1 0	入札において、複数者から同僚で入札された場合、(くじ)により落札者を決定することとなっているが、規制緩和により、独自の評価基準を用いて落札者を決定する。	同僚入札の場合に、第三者機関(学識経験者等で構成する機関)で決定した独自の評価基準を用いて、落札者を決定することにより、技術的な評価も取り入れることができ、品質の確保が図れる。なお、現行制度上は総合評価方式の採用も考えられるが、事業規模の大きなものを想定した制度であり、入札執行から落札決定までの期間が膨大にかかってしまう。本方式であれば、通常の入札と同様の期間で、小規模な事業についても採用することができる。	鳥取市	総務省
0420200	地方公務員の非常勤職員にかかる育児休業の適用	育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律	育児休業制度は、長期間の休業及び休業後の復職を前提とした法制度である。一方、公務における非常勤職員は、雇用の継続を前提とするものではないことから、育児休業の適用にあつては、同様の理由で、国家公務員についても、非常勤職員には育児休業制度が適用されないことである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「公務における非常勤職員は雇用の継続を前提とするものではない」との回答であるが、任期付短時間勤務職員の任期は「3年を超えない範囲内(特に事情がある場合は5年以内)」と「任期中の「出産・育児休業」復職」が想定される。また、常勤の任期付職員は育児休業の対象である民間企業においては、平成17年4月より、一定範囲の期間雇用者について育児休業が取得できることとなった。民間企業に適用される育児休業は「歳末満期の者が対象となっているため、3～5年任期中の「妊娠・出産・育児休業・復職」は十分可能である。非常勤職員に民間に準拠した育児休業制度を再度検討願いたい。(別様有)	育児休業制度は、長期間の休業及び休業後の復職を前提とした法制度であり、職員の継続的な勤務を促すという趣旨から、基本的に長期継続雇用の常勤職員を念頭に置いている。非常勤職員である任期付短時間勤務職員は、育児休業の対象とはならない一方、一般の任期付職員については、常勤の職員として法定の勤務時間により勤務することから、育児休業の対象としているものである。育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律との関係については、新たに同法の対象となった民間の一部の短期雇用者も、育児休業対象となることである。育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律においては、雇用の継続を前提として任用されるものではなく、同様の扱いには困難であるもの。	非常勤職員が育児休業の適用除外である理由は、長期継続雇用の前提でない常勤でない、のいずれかか明確ではありませんが、については常勤の任期付職員には育児休業が認められていません。また、任期付短時間勤務職員は民間企業に比べて1年以上引き続き雇用のケースも想定され導入は可能と考えます。つきましては、週30時間以上の任期付短時間勤務職員は雇用保険の適用も受ける取扱いについては、それぞれの法制度の趣旨・目的等によって決まるものであることから、同一に論ずることは困難である。	非常勤職員が育児休業の適用除外である理由は、長期継続雇用の前提でない常勤でない、のいずれかか明確ではありませんが、については常勤の任期付職員には育児休業が認められていません。また、任期付短時間勤務職員は民間企業に比べて1年以上引き続き雇用のケースも想定され導入は可能と考えます。つきましては、週30時間以上の任期付短時間勤務職員は雇用保険の適用も受ける取扱いについては、それぞれの法制度の趣旨・目的等によって決まるものであることから、同一に論ずることは困難である。	1 0 8 3 0 1 0	「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において「地方公務員」は「地方公務員の育児休業等に関する法律」の適用となるが、育児休業の適用除外とされている「地方公務員」は「地方公務員の育児休業等に関する法律」に読み替えることにより、非常勤職員を民間育児休業法の適用としようとするもの。	地方公務員の非常勤職員に育児休業制度を導入することにより、妊娠・出産による雇用の中断をすることなく、安心して働くことができる環境を整え、出産・子育ての支援を目指す。具体的には、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において「地方公務員」は「地方公務員の育児休業等に関する法律」の適用となるが、育児休業の適用除外とされている「地方公務員」は「地方公務員の育児休業等に関する法律」に読み替えることにより、非常勤職員を民間育児休業法の適用としようとするもの。	豊中市	総務省 厚生労働省		

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

種別 コード	真実的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請の理由	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再検討要請の理由	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の具体的な内容	真実的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0420210	子育て支援のための一般職地方公務員の採用要件の緩和	地方公務員法第15条	職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。	地方公務員法第15条において、職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされており、多数の子供を養育しているといった要件のみで優先的に採用を行うことは、成績主義の原則に反するものであるため、本提案の実現は困難である。なお、採用に当たり、子育てをしていることを理由に差別的取扱いをしてはならないとは当然である。			C				C	現行法で規定されている一般職地方公務員の任用の基本基準について、子育て支援等一定の要件を満たしている場合には、地方公共団体の条例により地域の実情に応じた任用の基準を定めることができるものとする。	一定人数以上の子育てを行う者に対し、公務職場における就労機会を確保することにより、安心して子育てができる社会の実現を目指す。 具体的には、条例に定める基準(例えば4名以上の子供を養育する住民)を満たす者が職業を求めている場合に、ワークシェアリングや制度休暇の取得奨励、施策の充実(前倒し)等を通じて就労機会の確保を図ることにより、ノーワーク・ノーペイの原則のもとで、無償給付施策に依存しないセーフティネットを実現し、子育てに当たる者を応援する。	個人	総務省	
0420220	子育て支援のための一般職地方公務員の採用要件の緩和	地方公共団体の任期付職員の採用に関する法律第3条	任命権者は、高度の専門的な知識経験等を有する者を当該知識経験等を活用して遂行することが特に必要とされる業務等に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。	地方公務員法第15条において、職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされており、多数の子供を養育しているといった要件のみで優先的に採用を行うことは、成績主義の原則に反するものであるため、本提案の実現は困難である。なお、採用に当たり、子育てをしていることを理由に差別的取扱いをしてはならないとは当然である。			C				C	現行法で規定されている地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する要件に、子育て支援等を目的とする就労機会の確保を加える。	一定人数以上の子育てを行う者に対し、公務職場における就労機会を確保することにより、安心して子育てができる社会の実現を目指す。 具体的には、条例に定める基準(例えば4名以上の子供を養育する住民)を満たす者が職業を求めている場合に、ワークシェアリングや制度休暇の取得奨励、施策の充実(前倒し)等を通じて就労機会の確保を図ることにより、ノーワーク・ノーペイの原則のもとで、無償給付施策に依存しないセーフティネットを実現し、子育てに当たる者を応援する。	個人	総務省	
0420230	短時間勤務制度対象事由の緩和	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条	任命権者は、各類型に応じた要件を満たす場合、短時間勤務職員の任期を定めて採用することができる。	「リハビリ的」に出勤を行うプログラムについては、その内容が必ずしも明らかではなく、また、多くの自治体で行われているものとは承知していないが、復帰予定の職場などで復帰に向けたウォーミングアップ・治療過程として職員に作業体験等を行わせるようなものを想定しているのであれば、このような状態は、一般的には職務に従事しているものとは考えられず、これを公務の扱いとすることはできない。 なお、「心身等の故障、治療等によるが、負傷又は疾病のため療養する必要があるが、その勤務しなことがやむを得ない」と認められる場合には、病気休暇として、必要最小限の期間、その療養に専念させるために、勤務を免除することが可能であり、また、年次有給休暇の利用等も考えられることから、現行制度を適切に活用することにより、職員の職場への円滑な復帰を支援できるものとする。		リハビリ期間に、該当職員は、単に心身の状況から長時間の勤務に耐えられない状況ではあるが、短時間であれば十分に勤務が可能であり、行う業務は、基本的に正規職員が行う業務と比較して過酷なものではない。 また、分限休職に至るまでに療養休暇や有給休暇を取得しているケースが多数であることから現行制度上では運用できない状況にある。	D	病欠休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しなことがやむを得ないと認められる場合に、必要最小限の期間、その療養に専念させるために、勤務を免除するものであり、この療養には、負傷又は疾病が治った後の社会復帰のためハビリテーションを受ける場合も含まれるものである。 貴市における具体的事例の内容が明らかでないが、基本的に、病気休暇等現行制度の活用により対応すべきものと考えられる。			C	心身等の故障により分限休職となっている職員の場合、分限休職となる前の段階で病欠休暇の取得可能日数の上限まで取得しているケースが多いため、分限休職者が外形上職場復帰をして、その後病欠休暇等を利用して復帰当初の負担の軽減を図りながらスムーズな職場復帰を進めることは、現実的ではない。また、職場復帰のためのリハビリテーション勤務は、休職中の職員が職場復帰可能かどうかを判断するために必要とされる期間であり、このような期間を設けずに職場復帰をさせることとすると、本来の職場復帰自体を難しくさせるものである。	心身等の故障のため分限休職していた常勤職員を対象にスムーズな職場復帰の実現を目的とするプログラムによる出勤を対象にすることにより、出勤時間相当の給与支給、公務及び通勤災害補償の対象とするもの。	個人	総務省	
0420400	任期付短時間勤務職員の採用要件の緩和	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条	任命権者は、各類型に応じた要件を満たす場合、短時間勤務職員の任期を定めて採用することができる。	公務の運営については、公務の中立性の確保、職員の長期待育成を基礎とする公務の効率性の追及等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心として行われている。 任期付短時間勤務職員制度は、このような原則の例外として、一定の期間における特定業務に従事する場合に限り、かつ、基本的には他の職へ異動することのないことを想定して導入されたものであり(平成16年8月)、その対象を限定に拡大することは不適当である。		任期付短時間勤務職員を採用するにあたっては、条例で定めた特に必要な場合に限り法定要件以外の採用を可能とするものであり、無限定に地方公共団体の裁量によって採用しようとするものではない。多様な任用形態を用いることによって、より簡素で効率的な執行体制の推進が可能となるとともに、一つの職を短時間勤務職員の組み合わせで占めることで、地域の雇用創出にも資するものとする。(別様有)	C	一次回答で示したとおり、公務の運営については、任期の定めのない常勤職員を中心として行われており、任期付短時間勤務職員制度はこのような原則の例外として、一定の期間における特定業務に従事する場合に限り、かつ、基本的には他の職へ異動することのないことを想定して導入されているものである。 このように他の職への異動を前提としない本制度の任期を撤廃することは、職務の長期固定を招くことから、人事管理の面で困難に加え、公務の効率性の低下といった問題も考えられる。 また、貴県の再検討要請では、民間の労働者については「任期の更新が可能」としているが、任期付短時間勤務職員制度においても、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第2項において、一定の場合には、5年を超えない範囲の中で任期を更新することが可能とされていることである。 さらに、一次回答で示したとおり、国家公務員においても、貴県提案のような制度は設けられていないところであり、地方公務員法第14条第1項及び第24条第5項において、地方公務員における勤務時間等の勤務条件について、民間や国家公務員におけるものと均衡を図ることが求められているということも踏まえ、貴県の再検討要請は不適当である。			C	公務の運営については、任期の定めのない常勤職員を中心として行われているが、任用・勤務形態の多様化を図る観点から、任期付短時間勤務職員制度を導入しているところであり、まずは、これらを活用すべきものとする。 なお、貴県補足資料によると「公務員として勤務しながら、恒常的にボランティア、介護、育児に従事することが想定されているが、このような趣旨を実現するための制度は、民間においても設けられているとは考えられず、公務員制度としてそのような制度を設けることは困難である。 また、公務員制度のあり方については、まずは公務の中立性の確保、公務の効率性の追及等の観点から考えられるべきものである。	任期付短時間勤務職員の採用	兵庫県	総務省	
0420500	任期付短時間勤務職員の任期撤廃	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第6条	短時間勤務職員の任期は、3年(特に必要がある場合として条例で定める場合は5年)を超えない範囲で任命権者が定める。	公務の運営については、公務の中立性の確保、職員の長期待育成を基礎とする公務の効率性の追及等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心として行われている。 任期付短時間勤務職員制度は、このような原則の例外として、一定の期間における特定業務に従事する場合に限り、かつ、基本的には他の職へ異動することのないことを想定して導入されたものであり(平成16年8月)、短時間勤務職員を任期の定め(採用する場合に、人事配置など長期的な人事管理に困難が予想されること等から、ご提案のような任期付短時間勤務職員の任期の撤廃は不適当である。 また、地方公務員法第14条第1項及び第24条第5項において、民間や国家公務員におけるものと均衡を図ることが求められているが、民間でも契約期間の定めのない短時間正社員制度のような雇用形態は、現時点で、一般的とは言い難く、また、国家公務員においても、そのような制度はないところである。		任期付短時間勤務職員の人事管理については、地方公共団体の実情に応じて、定数、昇任、異動等をきめ細やかに別途管理することにより対応可能と考える。また、民間の労働者については、任期を定めた労働契約について、任期の更新が可能であることから、公務部門においても任期の上限を超えた任用が可能となる措置を求めるものである。(別様有)	C	一次回答で示したとおり、公務の運営については、任期の定めのない常勤職員を中心として行われており、任期付短時間勤務職員制度はこのような原則の例外として、一定の期間における特定業務に従事する場合に限り、かつ、基本的には他の職へ異動することのないことを想定して導入されているものである。 このように他の職への異動を前提としない本制度の任期を撤廃することは、職務の長期固定を招くことから、人事管理の面で困難に加え、公務の効率性の低下といった問題も考えられる。 また、貴県の再検討要請では、民間の労働者については「任期の更新が可能」としているが、任期付短時間勤務職員制度においても、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第2項において、一定の場合には、5年を超えない範囲の中で任期を更新することが可能とされていることである。 さらに、一次回答で示したとおり、国家公務員においても、貴県提案のような制度は設けられていないところであり、地方公務員法第14条第1項及び第24条第5項において、地方公務員における勤務時間等の勤務条件について、民間や国家公務員におけるものと均衡を図ることが求められているということも踏まえ、貴県の再検討要請は不適当である。			C	公務の運営については、任期の定めのない常勤職員を中心として行われているが、任用・勤務形態の多様化を図る観点から、任期付短時間勤務職員制度を導入しているところであり、まずは、これらを活用すべきものとする。 なお、貴県補足資料によると「公務員として勤務しながら、恒常的にボランティア、介護、育児に従事することが想定されているが、このような趣旨を実現するための制度は、民間においても設けられているとは考えられず、公務員制度としてそのような制度を設けることは困難である。 また、公務員制度のあり方については、まずは公務の中立性の確保、公務の効率性の追及等の観点から考えられるべきものである。	任期付短時間勤務職員の任期を撤廃する。	兵庫県	総務省	
0420600	市町村に限らないまちづくり事業に対する地域を越えた臨機応変な行政対応(地域活動推進)			市町村の特組みを超えたまちづくり事業等を、民間団体が実施する際に、関係窓口が別々に設けられている場合において、当該窓口を一本化することを制限する規制は存在しない。具体的には、関係地方公共団体の協議により、地方自治法第252条の2に規定する協議会を設置して、当該窓口事務を共同して処理することなどができるもの。			E				E		まちづくり事業は、教育分野、農林水産分野、幼保・医療福祉分野、環境分野、産業振興・まちづくり分野、地域再生計画分野の全てが関わっているが、いくつかの目的で同時に振興できる事業が、タテ割り行政の弊害で、別々の窓口での取り扱いとなり、事業展開への妨げとなっている。そこで、まちづくり事業に対しては、地方自治法の行政区を超えて、関連する分野のすべてを取り扱う行政窓口を設置することにより、諸手続きが簡略でき、地域が活性化される。	様々な目的で別々に展開されている、まちづくり事業の窓口を一元化することにより、それぞれの事業につながるが生まれ、情報発信の基盤ともなり、また事業を執行しなおうとする諸団体の諸手続きが簡略化され、まちづくり事業の推進に繋がる。	社団法人 日本青年会議所・関東地区千葉ブロック協議会	総務省

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

年度	具体的事業を実施するために必要な措置(重点)	該当法令等	制度の現状	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体	制度の所管関係官庁
04 2 03 3 0	首長候補等の の領布の 許可	公職選挙法第 142条	地方選挙においては、選挙運動のために使用する文書画報は、都道府県知事若しくは議会の議員、指定都市の長若しくは議会の議員、指定都市以外の市の長若しくは議会の議員又は町村の長若しくは議会の議員の選挙ごとに定められた枚数の通常票書のほかは、頒布することができない。	地方選挙における候補者個人の選挙運動用ビラの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	国政選挙と違い、地方選挙は無所属議員等も多く、必ずしも政党主導ではないので、各政党で十分に議論がなされる期待は小さい。また、何れも国政選挙で認められていて、地方選挙では許されない理由を伺いたい。	地方選挙における候補者個人の選挙運動用ビラの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	公職選挙法で定められている規制に対し、特区の提案をしているのであって、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。」「(C)特区として対応運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。」「と貴省が判断したものは、特区対象として検討もしないということなのか回答されたい。	地方選挙における候補者個人の選挙運動用ビラの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	1 1 4 5 0 4 0	自治体の首長及び議員選挙のとき、候補者個人の選挙運動用ビラの頒布を許可する。	返子市	総務省	
04 2 03 3 0	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにマニフェストの頒布ができることにも、マニフェスト作成を公営とする特区	公職選挙法第 142条の2	総選挙又は通常選挙においては、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党又は参議院名簿届出政党等は、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党又は参議院名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したものと又はこれらの要旨等を記載したものととして総務大臣に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布(配布を除く。)することができる。	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、 ・選挙運動費用が増加することをどう考えるか ・現在、国政選挙については、政党についてのみ選挙運動用のパンフレットの頒布を認めているが、地方選挙の候補者に頒布を認める場合、国政選挙の候補者についてどう考えるか ・検討すべき事項があると考えられる。 いずれにせよ、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	国政選挙の候補者においても、地方選挙の候補者との均衡上、同様にもマニフェスト頒布を認める法改正を行う。また、選挙公営を拡充すれば選挙運動費用の増家はやむを得ないものと考えられる。投票率の低下傾向に歯止めをかけることも、市民の市政への参加をより一層高めるためにマニフェストの頒布及びマニフェストの作成の公営は必要と考える。したがって、各党各会派に必要性について働きかけていただきたい。	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、 ・選挙運動費用が増加することをどう考えるか ・現在、国政選挙については、政党についてのみ選挙運動用のパンフレットの頒布を認めているが、地方選挙の候補者に頒布を認める場合、国政選挙の候補者についてどう考えるか ・検討すべき事項があると考えられる。 いずれにせよ、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、その必要性を含めて、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	前回、各党各会派に地方選挙におけるマニフェストの必要性について働きかけていたが、いまだ意見が述べられていない。各党各会派において十分に議論がなされる必要があるが、貴省として地方選挙におけるマニフェストの必要性についてどう考えるか、再度貴省の見解をお伺いしたい。	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、 ・選挙運動費用が増加することをどう考えるか ・現在、国政選挙については、政党についてのみ選挙運動用のパンフレットの頒布を認めているが、地方選挙の候補者に頒布を認める場合、国政選挙の候補者についてどう考えるか ・検討すべき事項があると考えられる。 いずれにせよ、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、その必要性を含めて、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	1 0 6 6 0 5 0	公職選挙法第142条の2を改正し、市長、市議会議員選挙の候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したパンフレット又は書籍で、市の選挙運動委員会に届け出たそれぞれ一種類を、選挙運動のために頒布することができるようにする。選挙の告示前にこれらを作成するために事務員を雇用した場合については、当該パンフレット又は書籍作成の業務に従事した各日について、その勤務に対して支払うべき報酬の額の合計金額を無料とする。	多治見市	総務省	
04 2 03 3 5 0	公職選挙法第9条の改正	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討されるべき問題である。 いずれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。なお、成年年齢の引き下げ等に関して、国会において議員立法による法案が提出されたこともあるところ。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	C	C	C	1 0 9 2 0 2 0	満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意思を反映する。	三次市	総務省	
04 2 03 3 6 0	公職選挙法第9条第2項の改正	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	C	C	C	1 0 9 2 0 1 0	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されるべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。	三次市	総務省	
04 2 03 3 7 0	公立病院の独立行政法人化移行に係る会計基準の緩和	地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)の公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解第14、36	退職給付引当所要額全額について引当金を計上することが必要。建設改良目的の地方債は負債として処理する。	公営企業型地方独立行政法人は独立採算原則に基づき経営を行う法人であり、退職給付の財源を設立団体からの運営費交付金に求めることは想定されていないことから、退職給付引当所要額全額について引当金を計上することが必要である。ただし、移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を回っている場合において、その差額のすべてを一時的に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間利益を高めるおそれのある場合には、その差額について移行当初の中期目標期間内で費用として処理することを認めることとしており、一定の経過措置を認めている。 公営企業型地方独立行政法人の負債とは、過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が公営企業型地方独立行政法人に対して、将来、サービスの提供又は経済的便益の減少を生じさせるものをいうものである。建設改良目的の長期借入金、返済義務の履行により、将来的便益の減少を生じさせることから負債に該当するものであり、資本として処理することはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	C	C	C	1 0 6 7 2 0 7 0	次の会計基準を緩和すること。 ・退職給付引当金の積み立て義務 ・建設改良目的の企業債が資本から負債にすべて変更になること	地方独立行政法人移行の検討に際し、当該基準の緩和があれば今後の移行推進が図られる。	広島県	総務省	
04 2 03 3 8 0	県固定資産評価審議会の必置規制の見直し	地方税法401条の2第1項	都道府県固定資産評価審議会は、固定資産の評価に関する事項で知事が意見を求めたものについて調査審議するものであるが、次に掲げる事項については知事は必ず意見を聞かなければならない(1)都道府県知事が定めることとされる指定市町村以外の提示平均価格等の固定資産評価基準の細目に関すること。(2)市町村における固定資産の価格の決定が、評価基準によらないため都道府県知事が当該市町村に対し価格の修正を勧告すること。	知事が都道府県固定資産評価審議会に意見を聴くこととされている固定資産評価基準に基づく提示平均価格の算定、その基礎となる基準地価格の調整及び都道府県知事が市町村に対して行う価格の修正勧告は、固定資産の評価の適正・均衡を図るため重要な事項であり、かつ、最終的には個々の納税者の税負担に関わるものであるため、客観的、中立的な立場から審議を行う必要がある。上記のようなことから、その必置の見直しについては、慎重な検討を要するものである。	本提案については以前から提出されているものであり、現時点から検討を進める必要性を確認してきたものである。今回の貴省回答においては、必置の見直しについては、慎重な検討を要する、とあるが、現在までの検討状況について明確にすると共に、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	C	C	C	1 0 6 7 1 0 1 0	現行法で必置とされている県固定資産評価審議会の設置は、各都道府県の自主的判断に委ねることとし、必置規制は廃止すべきである。	県固定資産評価審議会の必置規制を廃止することにより、各市町村による自主的かつ効果的な取組みが可能となる。	広島県	総務省	

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管関係官庁		
0420390	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的ルールを定めているものである。 同法第3条第1項では、個人情報を保有するに当たっては、利用目的を特定することとされており、保有個人情報を利用目的の範囲内で利用・提供することは制限していない。 また、行政機関の長は、同法第8条第1項では、法令に基づく場合は保有個人情報を利用目的以外の利用・提供することを制限していない。 さらに、同法第8条第2項第4号に該当する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないときは、保有個人情報を提供することは可能な仕組みとなっている。 いずれにしても、個別具体的な個人情報の取扱いについては、各行政機関が判断する仕組みとなっている。	行政機関個人情報保護法	E	同法では、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、国民負担の軽減、行政サービスの向上を図る観点から、各行政機関において、個人情報の有効利用を図ることも可能な仕組みとなっている。 したがって、個別具体的な個人情報の取扱いについては、各行政機関において判断すべき問題であり、行政機関個人情報保護法自体の問題ではないと考える。	E	1 分収育林制度では、オーナー全員の同意があれば、契約期間の延長が可能となっており、契約期間延長のため、オーナー全員が議論できる場を設け、オーナー同士が連絡できる場を設けること、オーナーに限り、他のオーナーの同意を得ることを可能とする。	分収育林制度において、オーナー全員の同意があれば契約期間の延長が可能となっているにも関わらず、実際にはそのための具体的な対策が行われていないだけであり、オーナー間でのオーナー情報が開示されていないため、オーナーとして契約期間延長に関する検討を実施することができない。契約期間延長手続き(オーナー全員の同意を得るための手続き)を実施可能とする。また、給付の状況が悪化している際に、契約期間を延長し、本制度の信用を維持することが可能となる。	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、白根木材株式会社	総務省 農林水産省		
0420440	過疎地域・辺り地域における移動通信用鉄塔施設整備事業を地方単独事業として実施する場合、通信事業者が整備費用の1/8を負担することを要件としている。	平成16年10月4日総務省自治行政区域情報政策室通知別紙「電気通信事業者の負担について」。	F	貴省回答はF(提案の実現に向けて対応を検討)とあるが、提案の実現に向けた検討について、その主体、内容、検討を開始する時期及び実施までに要する期間を明確に回答された。	F	1 0 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0	過疎地域・辺り地域において移動通信用鉄塔施設整備を地方単独事業として実施する場合、通信事業者が整備費用の1/8を負担することを要件としている。	山間地域において移動通信用鉄塔を整備し、地域の活性化、安全安心なまちづくりを目指す。 具体的には、過疎地域・辺り地域において、通信事業者の費用負担が望めない場所、移動通信用鉄塔設置事業を地方単独事業として実施し、携帯電話不感地域の解消を図り、将来的には情報インフラを活用した行政サービスを展開することが可能となる。	秩父市	総務省	
0420410	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限の緩和と措置		C	FM受信機で受信できない電界強度30dB以下は半径3km以内であり、他の地域に電波が及びない地形で通信の可能性のない地域にあっては、出力増を認めることが可能ではないかと考える。 本地域のFM周波数には空きがあり、混信の可能性のない周波数の割り当ては十分可能であると考えられる。 防災行政無線の伝達空白地帯への情報伝達の役割への期待が大きくなり、防災行政無線の個別受信機配布と同程度(約1億3千万円)の効果があり、少ない経費で最大の効果が期待できる。広域話番番組により、市内全域での各自治会・市民の連携が期待でき、市民の一体化という合併自治体の課題解消ができ、合併促進に有意義である。	C	1 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	超短波放送に使用できる周波数は限られており、その限られた周波数帯をNHK、興域の一般放送事業者及びコミュニティ放送事業者が利用している中、一般の放送局の開局において必要となる聴願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているコミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは、周波数の効率的利用の要請にも反することとなり、周辺地域における今後のコミュニティ放送の普及に支障を生じることとなる。 また、放送区域の拡大に当たって、空中線電力の上限緩和と対して既存事業者から要望があることは事実ではあるが、現にアンテナを高所に設置、又は中継局を設置しているコミュニティ放送事業者も存在しているところであり、一般的には中継局の設置等がコストの点から困難とは考えられず、行政としては、その経済性のみならず、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送の目的や特性、今後の普及のための新規開設機会の確保等の観点から、右の提案主体から意見も踏まえ、再度回答された。	コミュニティ放送局の空中線電力の上限の緩和は、その制度の目的や特徴を踏まえ、さらに周波数の効率的利用の要請や周辺地域における今後のコミュニティ放送の普及に支障を生じることとなる。特例として限られた地域で50Wの範囲内で地理的、社会的状況等により総合的に判断する柔軟な対応を許すこととする。 また、放送区域の拡大に当たって、空中線電力の上限緩和と対して既存事業者から要望があることは事実ではあるが、現にアンテナを高所に設置、又は中継局を設置しているコミュニティ放送事業者も存在しているところであり、一般的には中継局の設置等がコストの点から困難とは考えられず、行政としては、その経済性のみならず、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送の目的や特性、今後の普及のための新規開設機会の確保等の観点から、右の提案主体から意見も踏まえ、再度回答された。	酒田市は、昨年11月1日に合併し、市の中心部から離れた地域の不安解消や市民の一体感の醸成、各種団体等の一体化を促進しようとしている。現在の人口における放送区域は酒田市の人口のうち市街地周辺約72%であるが、50Wにすることで15%が新たに放送区域となる。拡大区域は、合併した旧3町の一部の地域を含み、庄内平野の水田地帯に広がる農村集落で人口密度低く商業集積度が低いが、行政情報の提供、住民の生活行動や経済活動、災害対策の面では市街地と一体化の地域であり、コミュニティ放送を通じた情報交換や住民同士の交流と一体化が促進される。	酒田市、酒田エフエム放送株式会社	総務省
0422200	防災行政無線の再免許申請手続きの廃止	電波法第13条電波法施行規則第7条	C	電波は有限稀少な資源であることから、無線技術の発展や電波利用ニーズの進展等に対応し、公平かつ能率的な利用を確保するため、周波数の再配分を行う必要が生じ得る。このため、電波法第13条に免許の有効期間を規定し、一定期間の有効期間ごとに、再免許を行っているところである。 しかし、船舶局及び航空機局のうち、電波法に規定する義務船舶局及び義務航空機局の免許の有効期間を無期限と定めているのは、国際航海等に用いる船舶や航空機の場合は、国際的な必要から国際条約の規定を受けて、国内においては船舶安全及び航空安全の規定に基づき無線設備の設置を義務づけられるとともに、国際条約に基づき備えるべき電波(送受信)の電波型式や周波数)を指定して開設する無線局であるためであり、将来、国内限りの周波数再編においても周波数等を変更する必要はない。このため、これらの特殊な事情を勘案して免許を無期限としているものである。 一方、防災行政無線については、住民への情報伝達手段として、有効なものである。現在、その普及を進めているところであるが、国内運用のため国際条約の取扱いが必要ない(無線局の開局を法的に義務づけられていない)ものではない。同様に国際条約の取扱いに基づいて備えるべき電波(送受信)に用いる電波型式及び周波数)を指定されているものでもない。したがって、今後の無線技術の発展等に対応し、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、法的な開設義務がない防災行政無線については一定の有効期間による再免許が必要である。 また、再免許を受ければ引き続き無線局を運用できることから、再免許制度と行政の継続性については、直接の関連性がないものとする。	C	1 1 1 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	電波は有限稀少な資源であることから、無線技術の発展や電波利用ニーズの進展等に対応し、公平かつ能率的な利用を確保するため、周波数の再配分を行う必要が生じ得る。このため、電波法第13条に免許の有効期間を規定し、一定期間の有効期間ごとに、再免許を行っているところである。 しかし、船舶局及び航空機局のうち、電波法に規定する義務船舶局及び義務航空機局の免許の有効期間を無期限と定めているのは、国際航海等に用いる船舶や航空機の場合は、国際的な必要から国際条約の規定を受けて、国内においては船舶安全及び航空安全の規定に基づき無線設備の設置を義務づけられるとともに、国際条約に基づき備えるべき電波(送受信)の電波型式や周波数)を指定して開設する無線局であるためであり、将来、国内限りの周波数再編においても周波数等を変更する必要はない。このため、これらの特殊な事情を勘案して免許を無期限としているものである。 一方、防災行政無線については、住民への情報伝達手段として、有効なものである。現在、その普及を進めているところであるが、国内運用のため国際条約の取扱いが必要ない(無線局の開局を法的に義務づけられていない)ものではない。同様に国際条約の取扱いに基づいて備えるべき電波(送受信)に用いる電波型式及び周波数)を指定されているものでもない。したがって、今後の無線技術の発展等に対応し、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、法的な開設義務がない防災行政無線については一定の有効期間による再免許が必要である。 また、再免許を受ければ引き続き無線局を運用できることから、再免許制度と行政の継続性については、直接の関連性がないものとする。	現在5年ごとに無線局の再免許申請を実施している。無線局の設置又は変更の都度必要な手続きを実施しており、廃止する際に必要な手続きを廃止し、再免許申請の手続きを省略することとした。 また、5年ごとの期間については、電波の適正な割り振り、新規参入に対する配慮等電波の有効利用に資する目的があると思われるが、公的機関の防災行政無線については行政の継続性もあり、これらの適用から除外するよう見直しを提案するもの。	道子市	総務省	
0424300	防災行政無線周波数の使用期限の緩和	電波法関係審査基準(平成13年6月6日訓令第67号)別紙2 無線局の目的別審査基準(第5条関係)第2 陸上無線局(1) 防災行政無線周波数の使用期限	C	防災行政無線については、近年の多発する広域自然災害を踏まえ、都道府県と市町村又は都道府県相互間の連携の強化や機動性の確保、防災情報の共有化の推進、データ伝送機能の向上等、システムの更なる高度化が求められていることから、平成16年度に260MHz帯を用いたデジタル方式を導入(市町村にあっては平成13年度に導入)したところである。その後、周波数の有効利用の観点から、260MHz帯デジタル方式への移行を推進し、既存の150MHz、400MHz帯のアナログ方式については、その使用期限を平成17年度の電波利用状況調査の結果等を踏まえ定めることとしたものである。 平成17年度の電波利用状況調査の結果においては、防災行政無線周波数については、できるだけ早期に、260MHz帯への集約を推進し、周波数のより層の有効利用を図ることが適当である旨、電波監理審議会(平成18年7月12日)より答申を受けたところである。 総務省としては、この答申を踏まえ、周波数の有効利用の観点から引き続き260MHz帯への早期移行を推進するとともに、150MHz帯、400MHz帯の周波数の使用期限については、既存無線設備の耐用年数等を考慮し、現在検討を行っているところである。 なお、150MHz帯、400MHz帯の電波は、伝搬距離が比較的大きいという特性から、特定の地域だけに適用するものではなく、全国的に適用すべきものであるため、また、様々な電波利用用途について効率的な運用が必要であるため、周波数の使用期限の設定に際しては、広く意見募集を行い、18年度中に決定する予定である。	C	1 1 1 2 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	防災行政無線については、近年の多発する広域自然災害を踏まえ、都道府県と市町村又は都道府県相互間の連携の強化や機動性の確保、防災情報の共有化の推進、データ伝送機能の向上等、システムの更なる高度化が求められていることから、平成16年度に260MHz帯を用いたデジタル方式を導入(市町村にあっては平成13年度に導入)したところである。その後、周波数の有効利用の観点から、260MHz帯デジタル方式への移行を推進し、既存の150MHz、400MHz帯のアナログ方式については、その使用期限を平成17年度の電波利用状況調査の結果等を踏まえ定めることとしたものである。 平成17年度の電波利用状況調査の結果においては、防災行政無線周波数については、できるだけ早期に、260MHz帯への集約を推進し、周波数のより層の有効利用を図ることが適当である旨、電波監理審議会(平成18年7月12日)より答申を受けたところである。 総務省としては、この答申を踏まえ、周波数の有効利用の観点から引き続き260MHz帯への早期移行を推進するとともに、150MHz帯、400MHz帯の周波数の使用期限については、既存無線設備の耐用年数等を考慮し、現在検討を行っているところである。 なお、150MHz帯、400MHz帯の電波は、伝搬距離が比較的大きいという特性から、特定の地域だけに適用するものではなく、全国的に適用すべきものであるため、また、様々な電波利用用途について効率的な運用が必要であるため、周波数の使用期限の設定に際しては、広く意見募集を行い、18年度中に決定する予定である。	防災行政無線は、災害対策基本法に基づき(適格)として、行政、防災関係機関、住民等との間における災害発生時の情報収集及び情報の共有、迅速かつ的確に実施する上で、非常に重要な役割を果たしている。 このため、兵庫県では、地理・地形上の特殊性から、必要な総務省経費等による防災行政無線の整備を進めており、今後の150MHz帯/周波数帯の長期継続的な使用が可能となる。また、県内各市町村周波数の長期継続的な使用を可能とする。	兵庫県	総務省	

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

再々検討要請に対する回答	再々検討要請	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答	再々検討要請に対する回答
0420500	具体的事業を実現するために必要な措置(重点)	該当法令等	制度の現状	措置の概要(対政策)	再検討要請	提案主体からの意見	再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再々検討要請に対する回答	措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁							
0420500	緊急自動車の指定要件の緩和	なし	消防法等、当省が所管する法令等において、関連規定はない。	消防法等、当省が所管する法令等において、関連規定はない。	E	緊急自動車の指定要件の緩和については、当省の所管外であるため判断はできない。また、緊急度及び重症度の高い傷病者の医療機関への搬送を消防機関以外の者が行うことについて、これを禁止しているものではないが、消防機関においては、現場における傷病者の観察や病態管理等の高度な専門知識や技術を修得した者のみが救急業務を行う体制を整備しているところである。	提案主体からの提案を実現するにあたり、他省庁の了解があれば実施できるものと考えてよしいか回答された。	E	当省が所管する法令等において、提案の事業を禁止する規定はないが、緊急に医療機関に搬送する必要のある傷病者の搬送には、高度な専門知識や技術が必要不可欠であると認識している。	E	1 6 2 0 6 0	本提案は、へき地で患者が発生した場合に当該地区の住民が保有する自動車を用いた救急搬送を認めるもの。本特例措置により、緊急搬送に要する時間が短縮し、救命率の向上が望めるうえ、へき地住民の安心・安全の向上にもつながる。しかもドクターヘリよりも低コストである。具体的には、患者が発生した際において、消防本部に電話して救急車と落ち合う場所の指示を受けたのちに、住民が車を運転して当該場所まで患者を搬送するもの。当該車両は日常は緊急車両としてではなく、通常の車両として運行するが、患者の搬送時に限って赤色の回転灯やサイレンを鳴らし、一時的に緊急自動車として運行する。	特定非営利活動法人医学教育振興センター	警察庁 総務省 国土交通省							
0420510	自治体が行う患者等搬送事業者への緊急通行権の付与	なし	消防法等、当省が所管する法令等において、関連規定はない。	消防法等、当省が所管する法令等において、関連規定はない。	E	緊急自動車としての指定追加については、当省の所管外であるため判断はできない。また、緊急性のない患者等の搬送は、既に民間事業者によって行われているところであるが、市町村がこれを行うことを禁止する規定はない。もともと、緊急性のない患者等であっても、容急の急変等の事態が発生した場合は、緊急に医療機関に搬送する必要があることから、消防機関の救急自動車を要請すべき旨指導しているところである。	提案の事業を実現するにあたり、他省庁の了解があれば問題なく実施できるものと考えてよしいか回答された。	E	当省が所管する法令等において、提案の事業を禁止する規定はないが、緊急に医療機関に搬送する必要のある傷病者の搬送には、高度な専門知識や技術が必要不可欠であると認識している。	E	1 3 1 0 1 0	患者等搬送事業者が使用する車両について、緊急性を生じた場合、緊急自動車として業務に利用可能とする。	日田市	警察庁 総務省 国土交通省							
0420520	救急・災害現場への医師派遣用車両としての指定追加	救急業務実施基準第14条	消防機関は必要に応じて救急現場に医師を要請することとしている。	消防機関は必要に応じて救急現場に医師を要請することとしている。	E	緊急自動車としての指定追加については、当省の所管外であるため判断はできない。しかしながら、現在、救急業務実施基準第14条において、消防機関は必要に応じて救急現場に医師を要請することとしており、その場合、消防機関の車両(救急現場へ向かう救急車以外)を使って、医師を病院から救急現場へ搬送する、病院救急車によって医師が自ら救急現場へ向かう、という2つの方法が主にとられている。の方法がとられる場合、医師は、緊急自動車として指定されている、ストレッチャーが装備された病院救急車で現場へ行っているところであるが、救急現場には、消防機関の救急車が先行しているため、傷病者を医療機関に搬送するために病院救急車のストレッチャーは不要であるケースがある。	提案の事業を実現するにあたり、他省庁の了解があれば問題なく実施できるものと考えてよしいか回答された。	E	消防機関からの医師要請に基づいて、医師が搬送用ベッドを有しない乗用車で現場に向かうことは、消防機関が救急業務を実施する上では問題はないと考える。	E	1 0 4 2 0 1 0	現行法令で規定されている救急二輪に加えて、地方公共団体の消防機関から出動する車両に「医師派遣用乗用車」を緊急自動車に指定追加すること。	横浜市立大学附属市民総合医療センター	警察庁 総務省 国土交通省							
0420530	嘱託職員による救急業務の実施	消防法施行令第44条第1項及び第3項 消防法施行規則第51条 消防力の整備指針(平成12年1月20日消防庁告示第1号)第2条第10号	救急業務を行う救急隊員は消防員でなければならない。また、一定の場合を除き、救急隊は有資格者(救急業務に関する講習を修了した者等)である救急隊員3人以上をもって編成しなければならない。	救急業務を行う救急隊員は消防員でなければならない。また、一定の場合を除き、救急隊は有資格者(救急業務に関する講習を修了した者等)である救急隊員3人以上をもって編成しなければならない。他方、救急隊員の勤務体系の弾力化の観点から、再任用職員等の救急隊員としての活用について既に通知しているところであるので、参考とされたい。(平成17年10月7日付け消防第205号、消防第239号、消防庁消防・救急課長・消防庁救急企画室長連名通知)	C	貴省回答において、階級制度等に基づいた適切な指揮統率が不可欠である。とあるが、嘱託員から指揮命令に従わないということにはならないのではないか、具体的に生ずる問題を明らかにされたい。また、一人を無資格者にするに当たっては、運転以外にも担当すべき業務があり、それが障害となって実現できないものと想像するが、具体的な弊害を明らかにされたい。	C	各隊員の職責を識別する階級は、全国的に一定の形式及び水準が確保されており、大規模災害時における広域応援や緊急消防援助隊の活動はもとより、通常時の救急活動における部隊運用にあっても、最大限の組織力を発揮するための根幹を成す仕組みである。具体的には、複数の救急隊が出発した際には、大隊長が各隊員の階級に基づいて指示・命令を下すこととなるが、階級を有しない嘱託員に対しては、即座により適切な指示・命令を下すことができないため、円滑な活動や隊員の危険の回避に支障が生ずる。心臓停止傷病者に対して救急救命処置等を行う場合、一般的には1人が人工呼吸、1人が心臓マッサージ、1人が医師への連絡や資機材の準備等を行うこととなるが、処置を行う者は勿論、医師への連絡等を行う者も、的確な症状の把握、処置の内容、資機材の扱い方等に対する専門的な知識・技術が不可欠であるので、1人が無資格者では1分1秒を争う適切な処置の実施に支障が生ずる。さらに、近年の救急隊員の処置範囲の拡大により、より複雑な資機材の扱い方や知識が求められているところである。	C	嘱託職員として採用し、消防学校で資格を取得した者に階級を付与すれば、良いと考える。本来、消防職員として正規職員を採用すべきは考えるが、国において、最小の経費で最大の効果を生み出すため、救急搬送業務の民間の活用が検討されている。しかし、地方の都市では民間の参入は想定できない。このような中、いつか、経費を削減し最大の効果を生み出すか考えた場合、正規職員と同等の知識・技術を有する者を嘱託職員として採用すれば、一定の効果があると思われる。	C	1 3 9 0 2 1 0	嘱託職員の場合は、例えば、災害現場等において、救急車両の円滑な通行を妨害する車両等の移動を命ずる権限、さらなる被害の発生を防ぐために付近の者を災害現場から退去させ、救急活動に支障となる見物人等の立入を禁止する権限、迅速な救急活動を実施するために、災害の現場付近の者に被災者の搬出などの協力を求める権限などを行わせることができないため、円滑な活動や隊員の危険の回避に支障が生じる。	日田市	総務省						